

第 1 5 回草津市農業委員会総会 会 議 録

令和 6 年 9 月 1 0 日

第15回農業委員会（総会）

令和6年9月10日
午後1時30分から
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第23号
農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）… 1件
- 第 3 報告第24号
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）… 1件
- 第 4 議 第36号
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決
… 1件
- 第 5 議 第37号
農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決
… 2件
- 第 6 議 第38号
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決
… 6件
- 第 7 議 第39号
農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて
提案説明、案件に対する質疑、採決
… 1件
- 第 8 議 第40号
農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決
… 1件

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	3 番	杉江 善博
4 番	角井 廣司	5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫
7 番	今井 修	8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣
10 番	田中 廣之	11 番	中島 健一	12 番	木下 弥生
13 番	奥村 次一	14 番	堀 裕子		

・会議に欠席した委員

なし

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

1 番	辻 善一	2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦
4 番	山本 光作	5 番	佐山 末男	7 番	平井 重己
8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春		

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主査	山本 順子
主査	湯村 亮太				

農林水産課

係長	中嶋 行範	主事	三橋 優美
----	-------	----	-------

事務局長 では、定刻となりましたので、只今から第15回草津市農業委員会総会を開催します。感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますこと、ご了承願います。

 そして、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いします。

 また、本日は傍聴の方はおられません。

 なお、議案説明については、個人情報の関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長 では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

 私が、前文を私が読んだ後、「一、農業委員会は」と申し上げますので、続く文書の唱和をお願いします。

 (農業委員会憲章の唱和)

事務局長 ありがとうございました。

 それでは、田中会長よろしく願いいたします。

会長 みなさま、総会にご出席いただきましてありがとうございます。まだまだ暑い日が続いております。稲刈り等お忙しい毎日かと思えます。体力維持と熱中症対策をしていただいて頑張ってくださいと思います。

会長 ただいまから、第15回草津市農業委員会総会を開会します。

 本日の議事日程は、予めお手元に配布いたしました通りであります。

 議事にかかる図面確認は、タブレット端末をご活用いただきますよう、お願いします。

会長 それでは、これより日程に入ります。

 日程第1会議録署名委員の指名を行います。

 会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号3番 杉江善博委員、議席番号14番 堀裕子委員、以上の兩人を指名いたします。

会長 次に、日程第2報告第23号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第23号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明い

たします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の届出は、1件です。議案書は、2ページです。

番号1番は、野路五丁目に住所を有する届出人が、物置（小屋）として、本人が所有する野路五丁目地先の登記地目畑、現況宅地1筆79㎡を転用されようとするものです。

届出地は、自宅敷地に隣接しており、昭和45年頃には、既に物置（小屋）として、日常雑貨や家庭菜園の道具入れとして、届出人の祖母により使用されていたものですが、相続財産の整理をしていたところ、農地法の転用届を失念していたことが判明したため、今回顛末書を添付のうえ届出がなされました。

雨水排水については、新たに、届出地内の東側・南側にU字溝を設置し、既設の雨水枡を利用し、市道側溝を通じて放流する計画となっております。

隣接地は、畑・宅地・山林であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の（2）の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は8月6日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

（質問・意見なし）

会長 発言が無いようですので、報告第23号を終わります。

会長 次に、日程第3報告第24号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第24号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、1件です。議案書は、3ページです。

番号1番は、下笠町に住所を有する借受人が、一戸建専用住宅を目的とし、貸渡人が所有する下笠町地先の登記地目田、現況畑1筆200㎡を使用貸借により借り受け、転用されようとするものです。

届出人の関係は、祖父と孫です。

隣地境界には、コンクリートブロック、およびL型擁壁を設置されます。また、道路高に合わせ、110cm程度の盛土を行われます。

雨水排水は、申請地内西側に雨水桝を設け、西側の道路側溝を通じて放流する計画となっております。

隣接地は、宅地・道路・水路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は8月23日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第24号を終わります。

会長

次に、日程第4議第36号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

議第36号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は、1件です。議案書は、4ページです。

番号1番は、木川町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、木川町地先の登記地目田、現況田の1筆1,768㎡を贈与にて取得されようとするものです。

申請人との関係は、親子です。

栽培作目は、引き続き水稻を栽培される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

また、許可申請1件につきまして、添付書類等を確認いたしましたところ、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたしますします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号5番 中島春樹委員をお願いします。

5番
中島

内容につきましては、事務局からの説明がありましたとおりでございます。贈与での申請であります。問題はございません。よろしくお願いいたしますします。

会長

これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますようお願いします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております議第36号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第36号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し許可をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第5議第37号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第37号農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は、2件です。議案書は、5ページです。

番号1番は、後に説明いたします、議題38号2番と関連する案件でございます。

北山田町に住所を有する申請人が専用住宅の敷地の一部として、北山田町地先の登記地目田、現況宅地1筆60㎡を転用されようとするものです。

申請地は、平成2年10月に、申請者の父親が分筆を行い、住宅を建設されましたが、後日、隣接地との境界にずれがあったことが判明し、隣接する農地に越境して建築されていることから、今回、後に説明します議題38号2番の転用申請と合わせ、顛末書を添付のうえ、申請がなされたものです。

顛末案件であるため、新たな造成工事はございません。

隣接地は、雑種地、道路、および申請者の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域外の白地であり、申請地から500m以内に、山田小学校および山田まちづくりセンターがあることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

なお、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

番号2番は、北山田町に住所を有する申請人が、既存の物置、倉庫、および駐車場として、北山田町地先の登記地目畑、現況宅地1筆289㎡を転用されようとするものです。

申請地は、平成4年頃に隣接地の母屋と共に建築され、農機具等を保管す

る物置、倉庫として一体利用されており、農地法の手続きを失念していたことがわかり、今回、顛末書を添付のうえ申請がなされたものです。

また、昨年に申請者の配偶者（夫）が亡くなられ、高齢となった申請者と病氣療養中の娘さんの病院送迎等看護のため、定期的に家族（介護者）が訪問する現状があり、複数台の駐車スペースの転用と顛末部分を併せ、転用されるものです。

新たに駐車場とする場所と物置等の顛末部分については、造成済みで、新たな造成工事はありません。

隣接地は、田・宅地、および道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

以上2件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号6番 中瀬康夫委員をお願いします。

6番
中瀬

1番の案件につきましては、山岡推進委員さんと8月7日現地確認を行いました。内容につきましては、事務局から説明がありましたとおり顛末案件でございます。問題はございません。

会長

番号2番の案件につきましては、議席番号5番 中島春樹委員をお願いします。

5番
中島

現地確認をおこないまして問題もございませんでした。先月からあがってきております案件でございます。内容につきましては、事務局からありました説明のとおりでございます。以上です。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております議第37号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第37号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し許可をすることについて」番号1番と2番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第6議第38号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から6番までの案件を議題し事務局より議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第38号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、6件でございます。議案書は、6ページと7ページです。

番号1番は、笠山六丁目に事務所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が、貸露天駐車場を目的として、譲渡人が所有する矢橋町地先の畑4筆、田2筆計2,406㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

当該申請地は、近接地にあります看護専門学校の生徒および職員の車を駐車する計画となっております。

現在、併設する総合病院と共同で約1,300台程度の駐車場を利用されておりますが、看護専門学校には生徒と職員含め、約130人（職員11人 生徒121人）が在籍しており、いまだ不足していることから、駐車スペースの確保にむけて、土地交渉されてきたところ、今回話がまとまったため、本申請をなされました。

隣地との境界は、コンクリートブロックを設置し、西側乗り入れ口に合わせ、60cm前後の盛り土を行われます。

雨水排水は、敷地勾配を隣接する南側に向けて付け、申請地内南側にU字溝を設置し、既設の会所桝を通じて河川へ放流されます。

隣接地は、畑・雑種地および道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号2番は、先に説明いたしました、議題37号1番と関連する案件でございます。

大路二丁目に事務所を有し、不動産業および建設業を営む法人こと、譲受人が、露天資材置場を目的として譲渡人が所有する北山田町地先の田2筆、合計826㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

当該申請に伴い、譲渡人が所有する隣接地との境界に約2.5m幅のずれが生じていたことが判明し、今回分筆登記を行った上で申請がなされました。

譲受人は、湖南地域一帯で宅地分譲、注文住宅の建築を行っている事業者で、事業拡大に伴い、市内での資材置場の確保が必要になったことから、申請地を資材置場の適地と判断し、売買交渉を行ってきたところ今回話がまとまったため本申請をなされました。隣地との境界は、コンクリートブロックおよびL型擁壁を新設し、南側道路高に合わせ、60cm前後の盛り土を行われます。

雨水排水は、敷地勾配を、隣接する南側の県道に向けて付け、申請地内南側に会所桝を設け、道路側溝を通じて放流されます。

隣接地は、宅地・雑種地・道路および譲渡人の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域外の白地であり、申請地から500m以内に、山田小学校および山田まちづくりセンターがあることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、工事見積書、融資証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号3番は、野路八丁目に事務所を有し、不動産業を営む法人こと譲受人が、譲渡人が所有する南山田町地先の登記地目畑、現況雑種地1筆122㎡を、露天資材置場を目的として、売買にて取得し転用されようとするものです。

譲受人は、県内を中心に建設業を行う事業者であり、事業拡大により資材置場が必要となり、当該申請地を適地と判断し、売買交渉を行ってきたところ、今回話がまとまったため本申請をなされました。

隣地との境界は、南側の既設コンクリートブロックを流用され、雨水排水は、敷地東側に向けて勾配をつけ、敷地北側にU字溝・会所枡を新設し、東側の道路側溝に放流されます。

15cmほどの勾配付けを行い、盛土等はなく地ならしされる程度です。

隣接地は、宅地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号4番は、下笠町地先に住所を有する借受人が、貸渡人の所有する下笠町地先の田1筆296㎡を専用住宅の建築を目的として、去る令和5年6月の総会で審議いただき、農地転用許可を得て、造成工事を行われました。

しかし、土地の権利移転にあたり、当初申請では贈与としていたところ、今般、使用貸借での転用を希望されたため、改めて本申請をなされました。

申請者の関係は祖母と孫です。

現在、専用住宅の建築工事は完了しており、造成、建築にかかる経費は、当初申請より変更ございませんことから、事業の目的は確実に果たされると

判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます

番号5番は、下笠町に住所を有する借受人は、建設会社の代表取締役でもあり、その法人が所有する建設車両を置くための露天駐車場として、貸渡人の所有する下笠町地先の畑1筆138㎡を使用貸借により借り受け、転用されようとするものです。

当該申請地は、貸渡人が、亡夫から相続で取得した農地ですが、自力での耕作や管理が難しい状況にあることと、借受人の事業の車両置き場として利便性が高く、浜街道に近接するアクセスの良い当該申請地を露天駐車場の適地と判断されたため、交渉により、話がまとまったため本申請をなされました。

造成工事等はなく、地ならしされる程度です。

雨水排水については、浸透式で対応されます。

隣接地は、宅地・畑・道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、造成工事等はないことから、問題なく事業の目的が果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます

番号6番は、大津市に事務所を有し、不動産業および建設業を営む法人こと、譲受人が露天資材置場を目的として、譲渡人が所有する長束町地先の田1筆585㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、県内を中心に建設業を行う事業者であり、今般近隣にて専用住宅の建設に伴い、資材置場の確保が必要になったことから、申請地を資材置場の適地と判断し、売買交渉を行ってきたところ、今回話がまとまったため本申請をなされました。

隣地との境界は、西側は既設のコンクリートブロックを流用され、東側および南側はL型擁壁を設置されます。

また、乗り入れ口となる北側道路高に合わせ、80cm前後の盛り土を行

われます。

雨水排水は、敷地勾配をつけ、申請地内南側に雨水桝を設け南側水路を通じて放流されます。

隣接地は、畑・境内地および道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。

また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上6件、添付書類等確認いたしました但、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。1番の案件につきましては、議席番号4番角井廣司委員をお願いします。

4番
角井

事務局から説明がありましたとおりです。現地確認は8月14日に山本推進委員さんで行いました。隣地に関しても問題はありません。以上です。よろしくお願いいたします。

会長

2番と3番の案件につきましては、議席番号6番 中瀬康夫委員をお願いします。

6番
中瀬

2番の案件につきましては、8月7日に山岡推進委員さんと現地確認を行いました。隣地には農地はございませんので、問題はありません。その他内容につきましては、事務局から説明がありましたとおりでございます。

3番の案件につきましては、8月17日に山岡推進委員さんと現地確認を行いました。集落の真ん中にありまして、耕作をされないまま雑草が生えている状況でございました。隣接する農地はありません。問題ないと判断いたしました。

会長 4番と5番の案件につきましては、議席番号8番 田中実委員お願いします。

8番 4番の案件につきましては、事務局からの説明のとおりであります。すでに許可された案件であります、贈与から使用貸借に変更されるということで申請をされました。

5番の案件につきましては、現地確認を行いました。周辺等も特に問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

会長 6番の案件につきましては、議席番号10番 田中廣之委員お願いします。

10番 一浦推進委員さんと現地確認をおこないました。事務局から説明がありましたとおりでございます。問題なしと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。ただいま議題となっております議第38号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から6番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第38号農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号1番から6番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第7議第39号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題としますが、この案件については、

議席番号３番 杉江善博委員、議席番号９番 田中治嗣、議席番号１０番 田中廣之委員、議席番号１２番 木下弥生委員、議席番号１３番 奥村次一委員の各委員が当事者でございますので、農業委員会等に関する法律第３１条に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席させていただきます。関係事案終了後、入室させていただきます。

(各委員 退席)

事務局長 総会の議長であり、議事を進行していただいていた議席番号９番 田中治嗣委員は、議事参与の制限ため退席いただきました。ここからは、草津市農業委員会規程第２条第３項の規定により、副会長の議席番号８番 田中実委員に職務を代理いただきます。

副会長 それでは、議第３９号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。
まず、制度の移行期間にありますことから、議題３９号と議題４０号の違いを簡潔に説明した上で、議第３９号について説明ください。

農林水産課 議題３９号の「農用地利用集積等促進計画」は農地中間管理事業法に基づく貸借、議題４０号の「農用地利用集積計画」は、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転になります。

なお、議題４０号の農業経営基盤強化促進法は、令和５年４月１日に改正されたことにより、令和７年４月以降は農地の売買における登録免許税の軽減措置や譲渡所得の特別控除制度ができなくなりますが、令和７年３月３１日までは、経過措置として、軽減措置や控除の対象となることができます。

それでは、議第３９号農用地利用集積等促進計画（案）について、説明させていただきます。

こちらは、農地中間管理事業の促進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１９条３項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を求めるものです。

なお、先般送付しております資料から内容を一部変更しております。差替え資料はお手元にお配りしております。変更内容は、色付表示しております。資料送付後に地権者である●●●●氏が逝去されたため、地権者の名義を変更しております。また、通し番号１５～４４、８１～８３の農地（３３筆、６６,４７３㎡）の耕作者である●●●●氏が逝去されたため、今回の申請からは外しております。なお、後日●●●●氏の息子である●●●●氏の名義に変更し

申請する予定です。

1 ページ目は今回の農地利用集積等促進計画による面積の集計でございます。左上を御覧いただきまして、今回は全体で404筆、計658,469㎡の農地に利用集積等促進計画の申請がありました。

内訳といたしましては、田が397筆で面積は653,808㎡、畑が7筆で面積は4,661㎡でございます。

続きまして、右の表に移ってください。設定後の累計数値となります。

全体の合計筆数は1,373筆、面積は2,177,394.34㎡となっております。

内訳といたしましては、田が1,328筆で、2,145,172.34㎡、畑が45筆で、32,222㎡です。

また、右端の表ですが、今回新たに促進計画を提出する予定の筆数を、設定期間別に集計したものとなります。3年未満が4筆、3年以上6年未満が20筆（うち3年が16筆）、6年以上9年未満が0筆、9年以上12年未満が377筆、12年以上が3筆、計404筆です。

農地の詳細につきましては2ページ目以降に掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

以上で令和6年11月29日公告予定の、農用地利用修正等促進計画の内容についての説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

副会長

以上で農林水産課の説明が終了しました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

（質問・意見なし）

副会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第39号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

副会長

挙手全員であります。

よって、議第39号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」は、原案のとおり決定いたしました。

副会長 審議が終了しましたので、議席番号 3 番 杉江善博委員、議席番号 9 番 田中治嗣委員、議席番号 10 番 田中廣之員、議席番号 12 番 木下弥生委員、議席番号 13 番 奥村次一委員の入場を認めます。

(委員 入場)

副会長 スムーズな議事運営に、ご協力いただきありがとうございました。
それでは、議事進行を田中会長に戻します。

会長 次に、日程第 8 議第 40 号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 それでは、議第 40 号農用地利用集積計画（案）について、説明させていただきます。

 こちらは、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）について、農業委員会の決定を求めるものです。

 1 ページめくっていただきまして、こちらは所有権移転の各筆明細になります。売り手から買い手に農地の所有権が移転されます。次ページは移転される農地の位置図になります。

 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転につきましては、農地法第 3 条による手続きが不要であり、その要件としましては、売り手についてはございませんが、買い手については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定されており、1. 農用地利用集積計画の内容が本市基本構想に適合するものであること。2. ①農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること。②農作業に常時従事すること。が要件となっています。

 具体的には、認定農業者の方などが対象となります。

 当該法人は本市基本構想に基づく法人であり、農用地を効率的に利用して耕作を行っており、耕作者としては十分であると判断したため、所有権移転については問題ないものとなりました。

 次に利用集積計画による所有権移転のメリットとしましては、売り手側は、800 万円の譲渡所得にかかる特別控除を受けることができ、買い手側は、登録免許税の税率が 2 % から 1 % に、不動産取得税は課税額の 1 / 3 が控除となります。

 以上で説明を終わらせていただきます。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で農林水産課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第40号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第40号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 14時35分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和6年9月10日

会 長 田中 治嗣

署名委員 杉江 善博

署名委員 堀 裕子